

第24回. (補講) JV会計の理論対策

JV会計に関しては、特別講義で計算論点を学習済ですが理論論点も簡単で結構ですので押さえておく必要があると思います。

計算論点の知識で理論の対策にできる部分もありますが、いわゆる暗記部分が必要なものもあります。

第14回で出題された内容です。

【第1問】 共同企業体（JV）の会計に関する次の設問に答えなさい。 (20点)

問1 スポンサー企業（構成員のうち代表者）がみずからの会計組織の中にJV会計を取り込み、JV会計の全体を管理する方式について論じなさい。（300字以内）

問2 協定原価の意味とその会計処理について述べなさい。（200字以内）

計算の知識だけでは対応は難しそうですね。

では、試験対策と割り切って説明をしたいと思います。

(1)定義

複数の事業者が、個々の法的な実態を維持しながら、他の特定の目的を達成するために、固有の協定の下、共同して一つの事業を営むこと

★独立の法人格は有していないが、発注者からの受注権限をもつ

★権利義務は個々の構成員に帰属するが、発注者との関係では共同責任

(2) J Vの種類

①-1 共同施工方式

出資比率＝利益配分割合＝技術者の適正配置

工事の独立性が確保されていないので、会計上の独立性の確保に留意する必要性ある

①-2 分担施行方式

工事場所別に分担して施工する方式

工事の独立性がかなりの部分で確保されている

②-1 特定 J V

大規模かつ技術的難易度の高い工事（高速道路、ダムなど）

通常中小企業は参画しない

工事毎に結成されるので、継続的な費用負担はあまり発生しない

②-2 経常 J V

優良な中小企業が継続的な協業関係を確保し、その経営力・施工力を強化する

継続的關係であるがゆえに、経常的に費用負担などが各構成員に発生する

(3) 共同企業体の会計

原則→ J Vを独自の会計単位とする「独立会計方式」

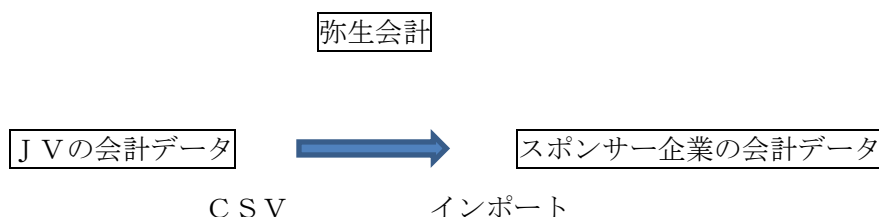
※建設省通達（そのためには、構成員間でのあらかじめの取決めの必要性に言及）

①スポンサー企業（メイン）とサブ企業の関係

スポンサー企業の会計組織に J V会計を取り込むことは独立会計方式ではない

但し、事務効率化の観点からスポンサー企業の I Tシステムを共有するような独立会計方式は許容されている（ただし、この場合でもスポンサー企業の T Bなどに J Vの経過的なデータが混入するのはダメ）

<イメージ>



(4)手形に関して

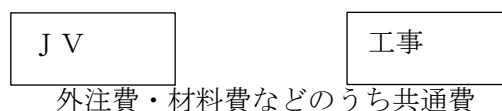
- ①原則→JVが手形を振り出す（実務では稀）
- ②実務1→スポンサー企業が代表して発行して、サブがスポンサーに発行
スポンサー破綻時には、サブにW責任が生じる
- ③実務2→スポンサー企業が代表して発行して、サブがスポンサーに決済時に支払
スポンサーがサブ破綻のリスクを負担する
- ④他の例→出資割合に応じて支払う
手形の信用度に差が出るので実践的とはいえない

(5)協定原価

A社（SP）

B社（サブ）

C社（サブ）



JV工事原価？ Or A・B・Cの負担？

協定で決めよう→これが**協定原価**

<例>仮設材損料、動力費、管理費用などの共通費

共通費を協定できめることは結果的に予定配賦と同様の処理になるケースが多い
従って借方差異は未成工事支出金に追加算入
ただし貸方差異の場合は未成工事支出金の貸方に算入もしくは雑収入